

令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ707千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	14,874	△2,484	12,390
	1 使用料	14,808	△2,484	12,324
3	繰入金	10,397	853	11,250
	1 一般会計繰入金	10,397	853	11,250
4	繰越金	533	924	1,457
	1 繰越金	533	924	1,457
	歳 入 合 計	39,975	△707	39,268

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	31,432	363	31,795
	1 施設管理費	30,786	450	31,236
	2 研究研修費	646	△87	559
2	医業費	8,043	△1,070	6,973
	1 医業費	8,043	△1,070	6,973
	歳 出 合 計	39,975	△707	39,268

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△2,484千円

1 項 使用料

△2,484千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務使用料	14,808	△2,484	12,324
計	14,808	△2,484	12,324

3 款 繰入金

853千円

1 項 一般会計繰入金

853千円

1 一般会計繰入金	10,397	853	11,250
計	10,397	853	11,250

4 款 繰越金

924千円

1 項 繰越金

924千円

1 繰越金	533	924	1,457
計	533	924	1,457

節		説 明
区 分	金 額	
1 診療報酬	千円 △2,484	診療報酬 千円 △2,484

1 一般会計繰入金	853	一般会計繰入金 853
-----------	-----	----------------

1 繰越金	924	前年度繰越金 924
-------	-----	---------------

3 歳 出

1 款 総務費 363千円

1 項 施設管理費 450千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 30,786	千円 450	千円 31,236	千円 70	千円	千円	千円 380
計	30,786	450	31,236	70	0	0	380

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	千円 20	修繕料 千円 20
12 役務費	90	診療所清掃料 70 運搬料 20
19 負担金補助及 び交付金	340	県医師派遣負担金 340

1 款 総務費 363千円

2 項 研究研修費 △87千円

1 研究研修費	646	△87	559				△87
計	646	△87	559	0	0	0	△87

9 旅費	△47	特別旅費 △47
14 使用料及び賃 借料	△40	有料道路使用料 △40

2 款 医業費 △1,070千円

1 項 医業費 △1,070千円

1 医療用機械 器具費	1,758	△70	1,688	△70			
2 医療用衛生 材料費	6,000	△900	5,100				△900
3 薬務費	264	△100	164				△100
計	8,043	△1,070	6,973	△70	0	0	△1,000

11 需用費	△70	消耗品費 △70
11 需用費	△900	医薬材料費 △900
13 委託料	△100	血液検査等委託料 △100